

住民監査請求における陳述等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求における同条第7項に定める請求人からの証拠の提出及び陳述の機会（以下「陳述会」という。）の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(陳述会の開催手続等)

第2条 監査委員は、住民監査請求の受理を決定した場合は、速やかに陳述会の開催を決定することとし、住民監査請求に関する陳述等について（通知）（様式第1）により、請求人にその期日等を通知するものとする。

2 請求人は、前項の通知に対し、住民監査請求に係る陳述会の取扱いについて（回答）（様式第2）により、陳述会への出席等の回答を別に指定する日までにしなければならない。

3 請求人が陳述を行わない旨の書面をあらかじめ監査委員に提出している場合又は第1項の通知に対し、請求人から陳述会を不要とする旨若しくは陳述会による陳述に代えて書面による陳述を行う旨の回答があった場合は、陳述会は、開催しないものとする。

(陳述書の提出)

第3条 請求人は、住民監査請求を受け付けた日から30日を経過する日までに、陳述会による陳述に代えて書面による陳述（以下「陳述書の提出」という。）をすることができる。

2 陳述書の提出の方法は、郵送によることを妨げない。

3 監査委員は、前2項の規定にかかわらず、必要に応じ請求人に対し、陳述書の提出を求めることができる。

(陳述会の運営)

第4条 陳述会は、請求人が住民監査請求の要旨を補足するために必要な陳述を行うことを目的として実施する。

2 監査委員は、陳述会において、請求内容及び陳述内容について、請求人に質問することができる。

3 陳述会の開催時間は、1時間以内とする。ただし、監査委員が必要と認めたときは、1時間以内に限り時間を延長することができる。

4 監査委員は、事務局職員をして陳述会の内容を記録させるものとする。

(陳述会の公開)

第5条 陳述会は、原則として非公開とする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合で監査委員が必要と認めたときは、次条に定める傍聴の方法により、公開することができる。

- (1) 請求人が公開を要請したとき。
 - (2) 岩倉市情報公開条例（昭和63年岩倉市条例第18号）第7条第1項第1号から第3号までに係る情報が、公になるおそれがないと認められるとき。
 - (3) 陳述会の円滑な実施を阻害するおそれがないと認められるとき。
- 2 請求人は、前項第1号に規定する公開要請を、第2条第2項に定める別に指定する日までに監査委員に申し出なければならない。
 - 3 前項の申出があった場合において、監査委員は、原則として陳述会の7日前までに公開又は非公開を決定するものとし、住民監査請求に関する陳述会の公開等について（通知）（様式第3）により請求人に通知するものとする。

（陳述会の傍聴）

第6条 前条第1項ただし書の規定により陳述会を公開により実施する場合は、傍聴人は、あらかじめ住所及び氏名を傍聴人受付簿に記載しなければならない。

- 2 傍聴人の定員は、4名とする。ただし、監査委員は、陳述会場の広さ及び請求人の数を考慮のうえ、傍聴人の定員を変更し、又は傍聴を拒否することができる。

（陳述における立会い）

第7条 地方自治法第242条第8項の規定に基づき、監査委員は、請求人の陳述の聴取を行う場合又は市長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、市長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。

（秩序の維持等）

第8条 請求人及び傍聴人は、陳述会の円滑な運営に努めるものとし、監査委員は、これを阻害する者があるときは、その者を退席させ、又は陳述会における秩序を維持するために必要な措置をとることができる。また、陳述会における傍聴の禁止及び傍聴人の守るべき事項を次のとおり定め、これに違反する者があるときは、その者を退席させることができる。

(1) 傍聴の禁止

次に該当する者は、傍聴することができない。

ア 酒気を帯びている者

イ 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

ウ プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適當であると認める物品を携帯している者

エ はち巻き、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用し、又

は携帯している者

オ その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(2) 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

ア 監査委員及び請求人の言論に対して、批判を加え、又は可否を表明しないこと。

イ 私語、騒ぎ立てること、非礼にわたる行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

ウ 携帯電話その他の音を発生する機器の電源を切ること。

エ 飲食をしないこと。

オ みだりに席を離れないこと。

カ その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となる行為をしないこと。

キ 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、監査委員が許可した場合は、この限りでない。

2 請求人及び傍聴人は、陳述会の記録を筆記以外の方法により行うことはできない。ただし、監査委員が許可した場合は、この限りでない。

(証拠の提出)

第9条 請求人は、陳述会の開催日までに、住民監査請求の要旨を補完する新たな証拠を提出することができる。ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めた場合又は陳述会を開催しない場合においては、原則として、その期限を住民監査請求を受け付けた日から30日を経過する日までとする。

2 証拠の提出の方法は、郵送によることを妨げない。

(代表者の選任等)

第10条 請求人が複数の場合、監査委員は、あらかじめ又はその都度、請求人の中から代表者の選任を求め、又は請求人の中から代表者を指定することができる。

2 監査委員は、前項の規定により代表者が選任され、又は指定された場合、当該代表者に対し、この要綱に定める陳述会の開催及び運営並びに証拠の提出に関して、必要な通知、承認、要請等を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、監査委員の合議により決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

第 年 月 日
号

様

岩倉市代表監査委員 印

住民監査請求に関する陳述等について（通知）

年 月 日付けで請求のあったこのことについて、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、下記のとおり証拠の提出及び陳述の機会（陳述会）を設けますのでご案内します。

なお、別紙により 年 月 日（ ）までに出席等をご回答くださるようお願いいたします。

記

1 日時

年 月 日（ ） 時 分から（1時間程度）

2 場所

3 内容

- (1) 証拠の提出
- (2) 陳述会

4 その他

(注)・請求人から陳述会を不要とする旨の回答又は陳述会による陳述に代えて書面による陳述を行う旨の回答があった場合には、陳述会は、開催されません。

・請求人は、陳述会の開催日までに、住民監査請求の要旨を補完する新たな証拠を提出することができます。ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めた場合又は陳述会を開催しない場合においては、原則として、その期限を住民監査請求受付日から30日を経過した日までとします。

・証拠の提出の方法は、郵送によることもできます。

様式第2（第2条関係）

住民監査請求に係る陳述会の取扱いについて（回答）

年 月 日付け 第 号で通知のあった、年 月 日（ ）に開催される住民監査請求に関する証拠の提出及び陳述の機会（陳述会）について
出席します。

陳述会による陳述に代えて書面による陳述（陳述書の提出）をします。

陳述会は不要です。

（いずれかのに✓を付けてください。）

※ 出席の場合は、以下に出席者氏名（請求人又は代理人）及び人数をご記入ください。

（合計 人）

（「出席します。」と回答した場合のみ）

陳述会の公開を要請する場合は、下の欄に○を付してください。

陳述会の公開を要請します。	
---------------	--

※陳述会は、原則非公開ですが、岩倉市情報公開条例（昭和63年岩倉市条例第18号）第7条第1項第1号から第3号までに係る情報が、公になるおそれがないと認められ、陳述会の円滑な実施を阻害するおそれがないと認められるときに、監査委員が公開することが必要と認めた場合は公開します。

年 月 日

岩倉市監査委員 様

住 所
氏 名

様式第3（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

岩倉市代表監査委員

印

住民監査請求に関する陳述会の公開等について（通知）

地方自治法第242条第7項の規定に基づく陳述の機会（陳述会）について、傍聴による公開の要請がありましたが、下記のとおり取り扱うこととします。

記

公開とします

非公開とします

連絡事項又は注意事項、理由等